

● 初めて特別弔慰金を請求する場合（転給遺族）

（過去に同一の戦没者等について遺族の中で誰も特別弔慰金の裁定を受けていない場合）

提出書類	転給遺族							
	（第2順位）		（第3～6順位）		（第7～10順位）		（第11～12順位）	
	弔慰金既 裁定	弔慰金 未請求 （みなしも 含む）	弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求 （みなしも 含む）	弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求 （みなしも 含む）	弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求 （みなしも 含む）
1 請求書	○	○	○	○	○	○	○	○
2 印鑑等届出書	○	○	○	○	○	○	○	○
3 現況申立書	○	○	○	○	○	○	○	○
4 令和2年4月1日の請求者の戸籍抄本	○	○	○	○	○	○	○	○
5 戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍	○	○	○	○	○	○	○	○
6 戦没者等の死亡当時における戦没者等と弔慰金受給権者との続柄を証する戸籍※	-	※	-	※	-	※	-	※
7 先順位者がいないことを証する戸籍	○	○	○	○	○	○	○	○
8 年金給付の受給権者がいないことを証する戸籍	○	○	○	○	○	○	○	○
9 戦没者等の死亡時から令和2年3月31日の間の請求者の戸籍	-	-	○	○	-	-	-	-
10 特別弔慰金失権事由非該当申立書（配偶者用）（相続人請求用）	-	-	-	-	-	-	-	-
11 生計関係申立書とそれを証明する資料（請求者が第3～6、11及び12順位で、戦没者等と別戸籍であるが生計関係ありと申し立てているとき）	-	-	△	△	-	-	△	△
12 葬祭を行ったことを証明する資料（第11順位のみ）	-	-	-	-	-	-	△	△
13 もとの身分、死因を証明する資料（過去に弔慰金又は恩給等の裁定を受けていないとき）	-	△	-	△	-	△	-	△
14 公務扶助料の受給者がいたことを証明する資料（文官公務扶助料のみ必要）	-	△	-	△	-	△	-	△
15 登記事項証明書（成年後見人等が請求するとき）	△	△	△	△	△	△	△	△
16 相続人であることを証する戸籍（相続人が請求するとき）	△	△	△	△	△	△	△	△
17 委任状（外国居住者が請求する場合）	△	△	△	△	△	△	△	△
18 委任状（請求手続、同順位者間の調整を委任した場合）	△	△	△	△	△	△	△	△

○は必須、△は提出書類欄等に記載した（ ）に該当する場合、必要に応じて提出する書類です。

※は裁定都道府県での審査により受給権に疑義が生じた場合、提出が必要となることがあります。